

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	高嶋 良充	（民主）	竹山 裕	（自民）	松岡 徹	（民主）
理 事	市川 一朗	（自民）	中曾根 弘文	（自民）	円 より子	（民主）
理 事	小野 清子	（自民）	西銘 順志郎	（自民）	風間 祂	（公明）
理 事	岡崎 トミ子	（民主）	山崎 正昭	（自民）	白浜 一良	（公明）
	秋元 司	（自民）	工藤 堅太郎	（民主）	黒岩 宇洋	（無）
	鴻池 祥肇	（自民）	広野 ただし	（民主）	近藤 正道	（無）
	佐藤 泰三	（自民）	松井 孝治	（民主）		
						(16.10.26 現在)

（1）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び衆議院提出（内閣委員長）3件の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類50件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、委員会において一括して議題とされ、書面の電子保存容認によるコスト削減の効果、主務省令の整合性の確保と早期の公布及び周知、本法の対象外となる書面の類型とITの進展に対応した見直し、条例により保存義務のある文書の電子化の促進等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

犯罪被害者等基本法案は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、犯罪被害者等の権利保障を明記したことの意義、犯罪被害者等給付金制度の更なる拡充、刑事手続への犯罪被害者等の参加の拡大の在り方、犯罪被害者等のための施策への被害者等の意見の反映と策定過程の透明性確保等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案は、インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の

犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図るため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、いわゆるオレオレ詐欺の手口と増加の背景、法制定による犯罪抑制効果、現行法の下における口座売買等の取締りの現状、プリペイド式携帯電話への規制についての考え方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

発達障害者支援法案は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図るため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、障害者基本法と本法案の関係、検診を契機とする治療の強制や不当な差別への懸念、障害児・保護者の意思と自己決定権の尊重、障害者の雇用機会の確保と法制・法定雇用率の見直し等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月28日、青少年対策及び少子化対策における具体的重点事項、災害復旧に向けた早急な補正予算編成の必要性、三位一体改革に伴う母子家庭等への予算措置の確保、新潟県中越地震に対する警察、消防及び自衛隊の連携、緊急時における通信手段の確保、重要知能犯罪への取組、新潟県中越地震に対する総理の初動対応等の諸問題について質疑を行った。

11月2日、地域住民の防犯ボランティア活動状況と警察庁の取組、我が国における男女共同参画の現状及び今後の推進策、激甚災害指定手続きの迅速化、法改正を含めた被災者支援策の拡充、市場化テストの対象範囲、小泉内閣における経済財政政策、被災地の治安維持に向けた警察の取組、災害時の情報伝達体制の整備、消防庁における情報収集機能及び災害対応力の強化、災害対策のための今臨時会における補正予算の早期成立の必要性等の諸問題について質疑を行った。

11月4日、我が国における情報機関の現状と強化策、三位一体改革と自立に向けた地方自治体の財政力等の強化、電子政府の推進に当たっての国民の利便性向上への配慮と情報セキュリティ対策、NPOによる有償ボランティア輸送に関する施策方針の関係機関への徹底、障害者施策の策定に際してのNGO及び障害者の参加の促進、人身取引被害者保護への取組状況及び人身取引防止のための新法制定の必要性、警察の不正経理問題、改正DV法施行による被害者保護の拡大と今後の課題、暴力団が関与するNPO法人に対する取締り、食品安全委員会の公正・中立の維持とBSE全頭検査の見直し問題等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日（火）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 青少年育成施策及び少子化社会対策の推進に関する件、新潟県中越地震の被災者救援と復旧支援に関する件、国庫補助負担金制度の見直しの子供育成関係予算への影響に関する件、ヤミ金融の現状と取締りの状況に関する件等について南野内閣府特命担当大臣、村田国家公安委員会委員長、細田内閣官房長官、竹中内閣府特命担当大臣、江渡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 市川一朗君（自民）、円より子君（民主）、森ゆうこ君（民主）、風間昶君（公明）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 防犯ボランティアに対する支援措置に関する件、男女共同参画社会の推進に関する件、大規模災害の復旧及び被災者支援の在り方に関する件、経済活性化に向けた政府の取組に関する件、BSE対策の見直しに関する件、災害被災地における犯罪対策に関する件等について村田国家公安委員会委員長、細田国務大臣、村上内閣府特命担当大臣、竹中内閣府特命担当大臣、棚橋内閣府特命担当大臣、岩井国土交通副大臣、江渡内閣府大臣政務官、小泉文部科学大臣政務官、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 小野清子君（自民）、松井孝治君（民主）、工藤堅太郎君（民主）、円より子君（民主）、白浜一良君（公明）、近藤正道君（無）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 我が国情報体制の強化に関する件、人身取引の防止に向けた取組に関する件、警察の予算不適正執行問題に関する件、改正DV法施行による保護対象の拡大と今後の課題に関する件、郵政民営化の諸課題に関する件、食の安全確保と食品安全委員会の役割に関する件等について細田内閣官房長官、竹中国務大臣、棚橋国務大臣、村上国務大臣、村田国家公安委員会委員長、伊達国土交通大臣政務官、森岡厚生労働大臣政務官、福島外務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 秋元司君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、風間昶君（公明）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

○平成16年11月16日（火）（第5回）

- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について棚橋国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月18日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について棚橋国務大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本貿易保険総務部審議役畠幸宏君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

（閣法第9号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成16年11月25日（木）（第7回）

- 犯罪被害者等基本法案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 犯罪被害者等基本法案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理上川陽子君、同宇佐美登君、同泉房穂君、滝法務副大臣、森岡厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）
(衆第11号) 賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし
- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴い

た。

- 発達障害者支援法案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長松下忠洋君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年12月1日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정하였다.
- 금융기관 등에 의한 고객 등 본인 확인 등에 관한 법률 일부를 개정하는 법률안（衆第14号）（衆議院提出）について 提出者 内閣委員長代理 藤田一枝君、同菅義偉君 및 政府参考人에게 질의하였다。

〔質疑者〕 円より子君（民主）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

- 発達障害者支援法案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理山井和則君、同福島豊君、同宇佐見登君、同馳浩君及び政府参考人に対し質疑を行つた。

〔質疑者〕 神本美恵子君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、黒岩宇洋君（無）、近藤正道君（無）

- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第14号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

- 発達障害者支援法案（衆第17号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第17号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行つた。

○平成16年12月2日（木）（第10回）

- 請願第14号外49件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行なうことができるようとするための共通する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、民間事業者等は、保存のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。
- 二、民間事業者等は、作成のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本等が法令により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 三、民間事業者等は、縦覧等のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができる。
- 四、民間事業者等は、交付等のうち他の法令により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本等が法令により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。
- 五、地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。
- 六、本法律は、平成17年4月1日から施行する。

【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法律の施行に当たっては、ＩＴを活用した情報処理の促進及び書面の保存等に係る負担軽減等を通じた国民の利便性の向上を図るという法の目的を十分に踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

- 一、主務省令等の制定に当たり、民間保存文書等について、原則としてすべて電子保存を可能にするという法の趣旨に適うように可能な限り対象範囲を拡大するとともに、それらの整合性等を図るために、ＩＴ戦略本部及び省庁間において十分な調整を行うこと。
また、主務省令等は、両法律の施行の前に公布するよう努めること。
- 二、主務省令等の内容について、民間事業者等の経済活動及び国民生活に支障のないよう十分周知徹底するとともに、情報通信技術の発達及び民間事業者等の経済活動等の態様の変化を踏まえ、適時必要な見直しを行うこと。
- 三、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないように、情報通信技術の発達に対応したセキュリティ対策及び個人情報の保護のための適切な措置が講じられるよう、民間事業者等に対して必要な助言、情報提供その他必要な措置を講ずること。
- 四、税務関係書類の電子的な保存については、適正公平な課税の観点を踏まえつつ、対象範囲の拡大に向けて積極的な検討を行うこと。
- 五、地方公共団体においても書面の保存等における情報通信技術の利用の促進を図るため、政府は、適切な情報提供その他必要な支援措置を講ずること。

右決議する。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「通則法」という。）の施行に伴い、関係72法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、通則法に規定する主務省令に代えて条例に委任することが必要な場合について、所要の規定を整備する。
- 二、法令上書面による保存が義務付けられている文書について、電磁的記録による保存を認める場合、その文書の性質上一定の要件を満たすことを担保するために行政庁の承認等特別な手続が必要であるものについて、所要の規定を整備する。
- 三、立入検査の対象である書面を電磁的記録により保存した際には、書面に加え、当該書面に係る電磁的記録も検査対象に含む旨の規定を整備する。
- 四、協同組合等において、理事による総会等への財務書類の提出の際に、保存が義務付けられていない監事の意見書の添付が必要な場合に、当該意見書の添付に代えて電磁的記録を添付することをもって当該意見書を添付したものとみなす旨の規定を整備する。
- 五、通則法の規定を適用しないものについて、所要の規定を整備する。
- 六、本法律は、平成17年4月1日から施行する。

【附帯決議】

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（閣法第9号）と同一内容の附帯決議が行われている。

犯罪被害者等基本法案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等が置かれている現状にかんがみ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害の状況や原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な施策を講ずること、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう施策を講ずることを内容とする基本理念を定める。
- 二、国は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- 三、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- 四、国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。
- 五、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画である犯罪被害者等基本計画を定めなければならない。
- 六、政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。また、政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。
- 七、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対する基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等の措置を講ずるものとする。
- 八、内閣府に内閣官房長官を会長とする犯罪被害者等施策推進会議を設置し、犯罪被害者等基本計画の案の作成、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項についての審議等を行う。
- 九、本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第14号)

【要旨】

本法律案は、インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定め、預金口座等の不正な利用の防止を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改める。
- 二、目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加する。
- 三、次に掲げる者について、50万円以下の罰金に処する。

- 1 他人になりすまして預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、預貯金通帳等の譲受け等をした者
- 2 相手方に1の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等の譲渡し等をした者
- 3 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等の譲受け等をした者
- 4 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等の譲渡し等をした者

- 四、業として三の罪に当たる行為をした者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 五、三の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘等をした者も、50万円以下の罰金に処する。

- 六、本法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

発達障害者支援法案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって政令で定めるものをいう。
- 二、国及び地方公共団体は、発達障害者及びその保護者の意思をできる限り尊重しつつ、発達障害の早期発見、早期の発達支援その他の支援が行われるよう、必要な措置を講じる。

- 三、国民は、発達障害者の福祉について理解を深め、発達障害者の社会経済活動への参加の努力に協力するように努める。
- 四、児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育及び放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援及び権利擁護並びに家族への支援のための施策について定める。
- 五、都道府県知事は、発達障害者に対する支援業務等を、発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うことができる。
- 六、国及び地方公共団体は、民間団体への支援、国民に対する普及啓発活動等を行う。
- 七、本法律は、平成17年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利等を確認した障害者基本法第3条の基本的理念を踏まえ、次の事項の実現を期すべきである。

- 一、発達障害の早期発見は、発達障害者に対する早期の発達支援に資するためのものであることに留意し、障害者福祉、医療・保健、保育・教育にかかわる関係者の間における発達障害に関する理解の促進と認識の共有を図ること。
 - 二、発達障害児に対する保育及び教育的支援と支援体制の整備に当たっては、発達障害児が障害のない児童・生徒とともに育ち学ぶことを基本としつつ、発達障害児及びその保護者の意思とニーズを最大限尊重すること。
 - 三、発達障害者の就労を支援するための体制の整備を進めるに当たっては、障害者の就労の機会の確保に配意し、障害者の雇用の促進等に関する法律について、必要な見直しの検討に速やかに着手すること。
 - 四、発達障害者及びその家族に対する相談・助言体制を可及的速やかに拡充し、及び医療・保健、福祉、教育、就労その他の支援を行う専門的人材を早急に育成する必要性にかんがみ、予算措置を含む適切な措置を講じること。
 - 五、発達障害者に対する支援の実効性を確保するため、障害者基本計画についての必要な見直しを行うとともに、都道府県及び市町村が策定する障害者計画についても本法の趣旨が活かされるように、必要な助言等を行うこと。
 - 六、発達障害者に対する施策の在り方について、医学的知見や介助方法の向上等、国際的な動向等に十分留意し、常に見直しに努めること。
 - 七、包括的な障害者福祉法制及び施策の検討に当たっては、障害者の自己決定権及び発達の権利を含む権利・利益の尊重と侵害に対する迅速かつ効果的な救済、経済、社会、文化その他の分野における分け隔てのない参画の促進と自立に向けたきめ細かい支援、障害を理由とするあらゆる差別の排除と差別のない社会の実現を基本的視点として行うこと。
- 右決議する。